

法改正に伴う市の対応について

②空家等活用促進区域

「空家等管理活用促進区域」に指定したエリア内において、接道要件が緩和されたり、市街化調整区域であっても用途変更等が都道府県との協議により可能になったりするもの。

●今後の対応

岐阜県として、県内自治体に対しどのような方針で協議を進めていくかがはっきり示されていないため、今後県や他市町村との情報交換をしながら検討する。